財團法人 協調會福岡出張所

一、爭議參加人員　職員運轉手十名（内一名は車掌兼務）車掌六名

二、爭議關係人　営業主　福岡市　岩永繁吉

三、爭議の種類　爭議客運輸送

四、資本金　四萬六千圓

五、休業日數　昭和十一年六月十日より同年六月十六日迄七日間

六、爭議參加人員　職員運轉手十名、車掌六名

七、爭議原因　営業主が職員運轉手十名、車掌六名の内四名を解雇したるに因る。

八、爭議發生日時　昭和十一年六月十日正午

九、爭議終了日時　同年六月十六日

十、爭議發生の原因

営業主が職員運轉手十名、車掌六名の内四名を解雇したるに因る。

十一、經過並解決狀況

営業主は突然の罷業に驚き二十日迄臨時休業を發表し運轉手を募集せり、然るにこの紛議の擴大を憂慮したる嘉穗自動車営業組合長は極力之が和解に努めたる結果遂に從業員側は其の非を謝罪し一方営業主にありても反省することとなり十六日午後一時解決したのである。

財團法人 協調會福岡出張所

不遜の態度を示して毆〳〵打されたる爲他の運轉手に之れを告げたるところ日頃営業主の態度に不滿を有し居りたる爲その反省を見る迄罷業〳〵すべしとて翌十六日より就業せざるに因る。

十一、經過並解決狀況

営業主は突然の罷業に驚き二十日迄臨時休業を發表し運轉手を募集せり、然るにこの紛議の擴大を憂慮したる嘉穗自動車営業組合長は極力之が和解に努めたる結果遂に從業員側は其の非を謝罪し一方営業主にありても反省することとなり十六日午後一時解決したのである。